

令和3年(ラ)第172号

抗告人 山口裕子 外6名

相手方 四国電力株式会社

令和4年7月14日

上 申 書

広島高等裁判所第4部 御中

相手方訴訟代理人弁護士

田 代

健



代

同弁護士

松 繁

明



代

同弁護士

川 本 賢

一



代

同弁護士

水 野

絵 里 奈



代

同弁護士

福 田

浩



代

同弁護士

井 家 武

男



代

頭書事件（以下「本件」という。）の進行について、抗告人らは、令和4年6月30日付け上申書（以下「抗告人ら上申書」という。）において、抗告人らが今後提出を予定している主張に係るスケジュールを示すが、本上申書提出時点において、抗告人らが抗告理由書を提出してから既に半年以上経過しており、また、抗告人らが主張疎明には少なくとも3か月は要するとしていた令和4年4月14日付け上申書を提出してからも、既に3か月が経過しているにもかかわらず、主張疎明に係る更なる検討期間を求めている。このことは、いたずらに審理の遅延を招くものであり、民事訴訟が公平かつ迅速に行われるべきであることを定める民事訴訟法2条に反するものであるとともに、本件が急迫の危険を避ける必要性、すなわち、保全の必要性（民事保全法23条2項）がないことを裏付けるものである。

そもそも、本件は、原審において、5回に及ぶ審尋期日が設けられ、当事者双方によるプレゼンテーションが実施（抗告人らが第1回審尋期日で、相手方が第2回審尋期日で実施）され、本審においても、当事者双方が抗告理由書及び答弁書等により主張及び反論を行うなど、これまでになされた当事者双方の主張疎明により、保全命令の発出の要否を審理するのに必要な主張疎明はなされている。

このように、本件は、審理を終結して決定をなすための機は熟しているといえることから、御庁におかれては速やかに本件の審理を終結していただくよう上申する。

抗告人ら上申書において抗告人らが今後提出を予定しているとする主張は、そもそも、原審ないし抗告理由書において主張できたものであることから、今後、抗告人らが未提出の主張を提出することは、時機に後れており、これを認めることにより、「訴訟の完結を遅延させることとなる」（民事訴

訟法157条1項)ものである。現時点で抗告人らから提出されている令和4年5月23日付け準備書面1及び同年7月8日付け準備書面2における主張も、時機に後れたものであるが、相手方は、念のため、本年8月10日までに、これらに反論する準備書面を提出するので、御庁におかれては、その後、速やかに(遅くとも8月中には)審理を終結していただくよう上申する。

なお、相手方は、本年5月末頃を目途に審尋期日を設け当該審尋期日をもって審理を終結する旨の御庁から示された方針について、令和4年3月17日付け回答書、同年4月28日付け意見書において同方針に賛同する意見を述べ、さらに、同年6月24日付け上申書においても、審尋期日を設け、速やかに審理を終結していただきたい旨の上申をしたが、同方針における予定から一定の日数が経過している現時点においては、もはや審尋期日を設けることを求めない。また、抗告人らが抗告人ら上申書において必要であると主張する争点一覧表の作成及び補充については、本件の争点が原決定、抗告理由書及び抗告審答弁書などから明らかであること等から、その必要性は認められない。

以上